

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第五条第一項の規定により、次のとおり公示送達する。

平成二十九年九月二十一日

広島県収用委員会会長 鳥谷部 茂

一 送達を受けるべき者

（亡）大久保万五郎相続人大久保啓三

又はその相続人

ただし、右記のうち判明している者（存否不明）

住 所		土地所有者 氏 名
アメリカ合衆国ハワイ州マウイ島カフルイ オネヒ通り三七四番		大久保 勝
アメリカ合衆国ハワイ州マウイ島カフルイ カヒキ通り二九九番		ミヤコ・ギユイロ ット
アメリカ合衆国ハワイ州マウイ島カフルイ オネヒ通り三六八番		ハルエ コバヤシ
アメリカ合衆国カリフォルニア州カーソン市 一八九番通り一五〇		フランシス マサ オオクボ
E		

二 送達すべき書類の名称

広島圏都市計画道路事業（広島平和記念都市建設事業）三・三・七〇二号長東八木線に係る土地収用事件の裁決書正本

三 土地等の表示

1 収用の部分に関する事項

所在	地 番	地 目		地 積		収用する土地 の面積（㎡）
		公簿	現況	公簿（㎡）	実測（㎡）	
広島市安 佐南区祇 園五丁目	七〇九番一	墓地	墓地	三・三〇	四・三四	四・三四

2 使用の部分に関する事項

なし

四 送達すべき書類を保管している部局の名称及びその所在地

広島県土木建築局土木建築総務課

広島市中区基町一〇番五二号

（注意） 右書類を受領しないときは、平成二十九年十月十二日に、その書類の送達があったものとみなされます。